

○社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱（平成12年5月1日老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知。以下「国要綱」という。）の施行について、国要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(軽減対象者の要件)

第2条 軽減を受けることができる者は、介護保険法（平成9年法律第123号）における本市の被保険者であり、市民税世帯非課税であって、次の各号のいずれかに該当する者及び生活保護受給者とする。ただし、旧措置入所者のうち利用者負担割合が5%以下の者については、ユニット型個室に入所する者のみを対象者とする。

(1) 老齢福祉年金受給者

(2) 次のいずれにも該当する者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担額等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市長が認めた者。

ア 年間収入額が単身世帯で150万円以下であって、世帯員が一人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

イ 預貯金等の額が単身世帯で350万円以下であって、世帯員が一人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。

ウ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。

エ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

オ 介護保険料を滞納していないこと。

(軽減対象確認の申請)

第3条 利用者負担額の軽減を受けようとする被保険者は、社会福祉法人等利用者負担額軽減対象確認申請書（第1号様式）に、軽減を受けようとする事由を証する書類を添えて市長に申請しなければならない。

(軽減対象者の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、第2条及び国要綱に基づきその内容について審査を行い、承認の可否を決定し、速やかに社会福祉法人等利用者負担額軽減対象決定通知書（第2号様式）により当該被保険者に通知するものとする。

(確認証の交付)

第5条 市長は、前条の規定により決定を受けた被保険者に対して、社会福祉法人等利用者負担額軽減確認証（第3号様式）を交付するものとする。

(軽減の取消し)

第6条 市長は、第4条の規定により承認の決定を受けた被保険者が、次の各号のいずれかに該当したときは、その決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請により軽減を受けたとき。

(2) 軽減対象者の要件に該当しなくなったことにより、軽減を受けることが不相当と認められるとき。

(補助金交付の申請等)

第7条 軽減を実施し、補助金の交付を受けようとする社会福祉法人等は、社会福祉法人等利用者負担額軽減制度事業費補助金交付申請書（第4号様式）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、当該社会福祉法人等は、国要綱に定める介護サービス等の利用者負担額を当該年度中に徴収しなければならない。

(補助金交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助の可否及び額を決定し、社会福祉法人等利用者負担額軽減制度事業費補助金交付決定通知書（第5号様式）により、当該社会福祉法人等に通知するものとする。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年6月27日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。